

平成24年5月8日

福島県産業復興相談センター

福島産業復興機構による債権買取の第1号案件の決定について

先般（5月7日（月））、福島県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、福島産業復興機構において、債権買取の第1号案件を決定しましたので、お知らせいたします。

二重債務問題への対応については、平成23年11月29日（火）、被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、福島県中小企業再生支援協議会（公益財団法人福島県産業振興センター内）に「福島県産業復興相談センター」を開所しました。また、同12月28日（水）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「福島産業復興機構」を設立しました。

福島産業復興機構では、以下の事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達を支援します。

▽事業者・支援の概要

- ・福島県浜通り地方の、水産物小売・卸売業者。従業員数20名。
- ・店舗が津波により損壊し、営業停止に陥った。
- ・昨秋から一部事業の再開を行っていたが、店舗・設備を復旧し、本格的に事業の再開を行うため、店舗等の新規設備投資に必要な資金調達を行うために債権買取を行うもの。

▽本案件の特徴

- ・設備の復旧にあたってはグループ補助金、高度化資金を活用。
- ・一部事業を再開済みであったが、本格的な事業の復旧のために既往債権の買取を通じて新規調達を支援。